

古典における字体のやくわり

——『尚書』隸古定字のかたるもの——

木島史雄



はじめに

古典とコンピュータ

文章の作成や提示にコンピュータが用いられるようになって、かなりの時間が経過した。私自身のことを振り返ってみれば、学部の卒業論文は原稿用紙に手書きであったが、修士論文はワードプロセッサ専用機を用い、そしてこの原稿はパーソナルコンピュータのワードプロセッサソフトを用いてつづっている。このように文章作成、そしてコンピュータとインターネットが普及して以降は、文章提示の方式もがうつりかわってくる中で、文章の形態への関心が

高まってきた。少なくとも私は、テキストファイル、ワード、フォント、外字といったコンピュータに関わる概念に接することで、文章の形態への関心を掻き立てられてきた。本稿では、それらの文章に関わる諸概念のうち、文字の「字体」がもつ機能を考えてみたい。具体的には中国の古典の一つである『尚書』という書物を取り上げ、唐代におけるその姿の変化をたどるとともに、その変容が、古典学のみならず、広く文化現象全体に影響をあたえ、あるいはその反映となっていたことを明らかにする。そしてそれとおして字体についての思考を深めてみたいと考えている。

『尚書』は、後になると「書経」ともよばれる古典であるが、印刷が普及する以前、中国・唐時代中ごろの天宝年間

に使用字体が改変されるまで、ことさらに古めかしい字体でしるされることがあった。それは古い字体を意味する「古文」の名を冠して「古文尚書」ともいわれる。そして天寶の改字まで流布していた、古い字体を持つ「古文尚書」とくに「隸古定尚書」、そこで用いられている特殊な古い文字を「隸古定字」という。その「隸古定字」で記されてきた『尚書』の文字が、唐・玄宗皇帝の命で、楷書体に書きかえられることになった。この事実・現象をいかに捉えるか、それが本稿の具体的な主題である。

これまでの研究

これまでの『尚書』研究は、二つの思考ゆえに、この天寶年間の文字改変という現象を十分に考察し、位置付けることができなかった。

その第一の思考は、書物に接する際、何を描いてもまず考えるべく、かつそれで十分なのは、書物の内容であると考えられていたことである。思想にせよ、文学にせよ、それらが研究するのは、構造や表現をも含めて、書物の内容あるいはテキストであったといつてよい。その視点にたてば、書物のなかで用いられる文字字体は、内容に付随するごく些細な現象にすぎない。この天寶年間の文字改変も、内容に関わらぬ限り、おおきく注目されることはなかった。

二つめは、積極的にこの文字の書き換え現象に注目するのだが、それを『尚書』という古典の、墮落・崩壊の過程として捉えようとするものである。つまり、書物、とりわけ古典と呼ばれるような書物は、成立の時点で最も価値が高く、それ以後はテキストの混乱や、解釈の齟齬のために、著者である聖人、賢者、大作家の意図からどんどん離れてゆくと考えるわけである。これは宗教經典において最も顕著な思考であろう。中国ではもともと超越的、もしくは教祖的なものへの絶対的な服従がさして強力に求められなかった。書物を例にとれば、イスラム教のいわゆる『コーラン』、ユダヤ教・キリスト教の聖書とちがって、「儒」の創始者孔子の言行録である『論語』は、「儒」への入門書ではあつても、最高至尊の宗教經典とは認定されなかった。にもかかわらず儒教的な学術行為の中で書物を語る場合、著された時点へ溯り、またその著作が個人の思考にほんとうに還元できるかどうかを検証することもなしに、想定された原著者の意図を汲み取ることが、最終的な目的とされる。そのような視点に立つ限り、ここで見る文字の書き換えは、原初の姿から遠ざかる営みとして捉えられることになる。後述するように「書の七厄」、つまり『尚書』伝来上の不幸な事件の一つとして語られてきたのである。

片方は無関心、もう一方は反発という態度をもってこの字体改変は扱われ、積極的にその真価が考察されることは

少なかった。さらに現代において経書あるいは「古典」は、かつてのような堅固なまとまりをもちえなくなつて、思想文献とか文学文献へと分類・解体されてきた。しかしその現代的思考によつても、「字体」という問題を考察する理論や方法を、われわれは持ち得てはいない。本稿はそれをいささかなりとも試みようとするものである。

用語と分析手段

本論に入る前に、本稿で用いる用語を説明しておかなくてはならない。

	文字	著作	電子情報
概念	テキスト	書	テキスト ファイル
現実態	字体	本	フォント

一つは「書」と「本」の使い分けである。ここでは中国学の伝統にのっとりて両者を以下の学のように区別する。「書」は、『歌行灯』『高野聖』などの作品もしくは著作を言う。注意を要するのは、「書」は、現実態を含まないという点である。一方「本」は、初版単行本、鏡花全集本、某某文庫本といった「書」の現実態をいう。「書」は何らかの「本」の形をとらないとこの世に存在できないし、「書」のないところに「本」は成り立たない。つまり、書棚に並んでいる文字を載せたあの紙束は、

「本」。そしてそれをわれわれが読んで理解したもの、それが「書」である。「形相」と「質料」に類比できようか。具体的には、一つの「書」について、出版者に注目して汲古閣本・阮元本、シリーズに注目して四庫全書本・十三經注疏本、複製手法に着目して鈔本・印刷本・景印本などと思われるわけである。

もう一つは「字体」と「テキスト」の区別である。活字印刷の場合、たとえば「當」という文字に注目してみると、明朝体の「當」、ゴシック体の「當」、行書体の「當」、また新字体の「当」などがある。つまり漢字の主要な要素である形・音・義のうち、音・義については完全に、また形についても基本的には同じでありながら、現実体として現れた違い、そしてその違いが個個ばらばらなのではなく、ある系統性を持っている場合、その系統をここでは「字体」ということにする。いつぼう「テキスト」は、明朝体、ゴシック体などの現実の「あらわれ」を超えて、それらよりももう一段抽象的なレベル、姿を持たず、「字体」という現実表現から離れた、概念的もしくは抽象的なものをいう。具体例を挙げれば、

桃花流水
桃花流水
は、同テキストで、字体が異なる。

桃花流水

は、異テクストで、字体が同じということになる。

「書と本」、「テクストと字体」のちがいは以上のようなものである。そしてこの二つの述語の組み合わせが同じ構造を持っていることにすでにお気づきだろう。ところでこれらの区別は、本稿論述の前提となる基本的な考えであると同時に、じつは本稿が用いる最も有効な分析手段でもある。冒頭に述べたように、コンピュータで文章を扱うことによつて、これらの関係を考えることが分析手段として有効であることが鮮明になってきた。本稿ではさらにこの区別を整理して、「純粹テクスト媒体」ならびに「テクストの複線性」という考えを提示する。この二つの概念の導入によつて、書物あるいはテクストの歴史がより見通しよくなることを予測している。

一 隸古定尚書とは

隸古定尚書の伝説

本稿で主な考察対象とする「隸古定尚書」とはどのようなものであるのか、まずそれを知っておく必要がある。

先にも記したように、「隸古定尚書」とは、『尚書』の写本のうち、「隸古定字」という字体で記されたものをいう。

では「隸古定字」とはどのようなものであるのか。それは、「ある種特異な点画構成を隸書の筆法で書き写したものと一応は定義できる。しかしそう記したところで説明は十分ではない。「隸古定字」は主に「隸古定尚書」の書写にのみ用いられる文字であるから、「字体」と「書」を一体のものとして考えることは可能であり、かつその必要がある。そして「隸古定尚書」について最も注目すべきは、その来歴である。すなわち以下のように伝承されている。

秦の始皇帝によつて焚書が行なわれたとき、『尚書』も焚書に遭い、この世に存在しなくなつた。そして、秦滅亡後、この書物は二つの手法で復活された。一つは秦の時代に博士であつた伏生という老人が、暗記していたテクストを口述し、それを書き取らせた。これは当時通行の文字体で書き記されたので「現今通行文字の尚書」すなわち「今文尚書」とよばれる。もう一つは、漢時代になつて、孔子の旧宅を壊したとき、その壁の中から、焚書以前の姿をとどめる『尚書』が見つかった。古い文字体で記されていたため、さきの「今文尚書」に対してこちらは「古い文字の尚書」「古文尚書」とよばれる。この壁中から出た「古文尚書」を孔子の子孫である孔安国なる人物が読釈して本文を定めて注釈（『孔安国伝』）を書き、宮廷図書館に納めた。これが『尚書』の来歴についての伝承である。すなわち「古文尚書」は、焚書以前のテクストを伝えると同時に、秦によつ

て字体が篆書に統一される以前の古い字体をも保存している」と認識されていた。また「今文尚書」と「古文尚書」のあいだには篇数の違いもある。資料によって記事が異なり極めて錯綜しているが、篇数は両者共通の章よりも「古文尚書」のほうが一六もしくは二五篇多い。

以上が漢代までの『尚書』の来歴についての一般的な伝承・評価である。現在では訂正を要するのだが、それについては後述しよう。

すなわちここで『尚書』には「今文尚書」と「古文尚書」の二つが存在することになったのである。そして元来は使用文字体の違いであった今文・古文は、語義が発展して、テキストの来歴、系統をも示すようになった。そして時代が下って漢魏時代に通行していた『尚書』の姿は、熹平石経と正始石経という二種類の石経、すなわち『尚書』のテキストを石碑に刻んだものによって知られる。後漢の末期に建立された熹平石経は「今文尚書」の系統であり、三国・魏の正始年間に建立された正始石経は「古文尚書」の系統に属す。ところが正始石経は建立直後に破壊され、また西晋末の混乱（永嘉の乱）の際、多くの書物とともに「古文尚書」も、それまで伝承されていた本を失った。秦の焚書につづいてここでふたたび『尚書』の伝来が途絶えたのである。

その後東晋時代になって、梅賾ばいせきという人物によって「古

文尚書」が再発見され、世の中に流布することになったが、発見された際、その「古文尚書」は古い字体で記されていた。それが「隸古定尚書」である。つまり「隸古定尚書」は、東晋時代になって発見され流布した、比較的新しい『尚書』である。じつはこの梅賾本が、漢以前の「古文尚書」が直接発見されたのではなく、作為的に再構成されたものであり、さらに漢の孔安国作とされる注釈が実は作者を孔安国に仮託してつくりあげられたものであることが、現在では明らかにされている。しかしながら古い文字で記されていたことが効を奏して、この本は主要なる『尚書』の地位を獲得した。そして唐初、基準解釈を提示するために国家によって編まれた「五経正義」という解釈書では、この梅賾本が底本として採用されて、一挙に正統テキストの地位を獲得した。本稿で考察の対象とする唐代にあつて、この「隸古定尚書」が正統・基準テキストとして認定されていたことをまずは確認しておこう。

以上のような来歴認識を背負いつつ、この『尚書』は、楷書化などの改変をうけてゆくのである。清代の代表的な学者段玉裁は、原本が損なわれていくという価値観で、『尚書』の歴史を次のようにまとめている。

・乃成序曰、経惟『尚書』最尊、『尚書』之離厄最甚。秦之火、一也。漢博士之抑古文、二也。馬鄭不注古文逸篇、三也。魏晋之有偽古文、四也。唐正義不用馬鄭用

偽孔、五也。天寶之改字、六也。宋開宝之改釈文、七也。七者備、而古文幾亡矣。〔古文尚書撰異〕序)

解きほぐせば以下のようになる。

・經書の中で『尚書』の価値は最も高いが、受けた災厄も最も甚だしい。つまり以下の七つである。

・秦之火、一也。：秦の焚書によって、『尚書』の伝本が失われた。

・漢博士之抑古文、二也。：漢の博士が、「今文尚書」を基礎テキストに指定し、「古文尚書」に目を向けなかった。

・馬鄭不注古文逸篇、三也。：後漢時代の最も優れた学者であり、後世への影響の大きい馬融／鄭玄が、依拠するテキストとして「古文尚書」を基本的に採用したものの、「今文尚書」にも共通して存在する篇章だけに注釈し、「古文尚書」全体に注釈を加えなかった。

・魏晉之有偽古文、四也。：東晉時代に梅賾によって、孔安國のものと同称する注釈がついた『尚書』、すなわち「偽古文尚書」が、世に送り出された。

・唐正義不用馬鄭用偽孔、五也。：唐初、「五經正義」が作成される際に、底本として馬融／鄭玄の注釈した本ではなく、梅賾による偽古文本が採用された。

・天寶之改字、六也。：天寶年間に、それまで「隸古

定字」で書き伝えられていたテキストが、楷書に書き改められた。

・宋開宝之改釈文、七也。宋の開宝年間に、それまで「隸古定字」を伝えていた『尚書』釈文も楷書体に書き改められた。

つまり「隸古定字」は、段玉裁の見解では、オリジナルの姿をとどめる重要な要素であり、それを失うことによって『尚書』は更に原初の形から離れてしまったというわけである。ところで研究の進展によって、先に記した伝承に聊か訂正が必要となった。一つ目は、上にも簡単に記したが、段玉裁がすでに「偽古文」「偽孔伝」と明記しているように、梅賾が献上した本は偽作されたものであって、前漢の孔安國の旧を有するものではないということである。二つ目は、秦が焚書を行なったのは民間の書物だけであって、宮廷が所蔵する書物はその災いを罹らなかつた、したがって伏生が『尚書』を暗記したことも、口授したこともなかつたということである。しかしこの現在の認識は天寶時代の改字者たちの意識にはなかつたものであるから、ここではこれ以上深く記さない。

古字と俗字

さて以上のように錯綜している『尚書』の歴史であるが、近年の研究によって、われわれは認識をもう一步進めるこ

とができる。それは、「隸古定尚書」中の特異な構成をもつ文字に俗字の混入を認めることである。つまりは「隸古定字」のすべてが、由緒正しい「古文」ではないのである。

それは以下の三つの事柄によって立証される。

一つは、正始石経との比較である。孔安国が宮廷図書館に献じて以来、後漢時代に行なわれていた「古文尚書」は、晋を東遷せしめることとなった永嘉の乱に失われたのであるが、失われる以前に正始石経というかたちで保存されていた。その正始石経も、建立直後におおく破壊され散逸したが、今世紀初頭、その断片が発見された。その断片からわれわれは、三国時代の正統テクストと字体を知ることができるのである。しかもこの正始石経は、三体石経とも呼ばれるように、古文・篆書・隸書の三つの字体で記されている。それによって、現在「隸古定字」として尊重されている文字の中に、魏の時代には存在しなかったものが含まれていることが明らかになった。

第二は、『顔氏家訓』（北朝・北斉、顔之推撰）や『經典



正始石経「春」字

積文』（南朝・陳、陸徳明撰）などの文献の中で、当時横行の俗字として掲げられている文字が隸古定尚書の中に認められるという事実である。

第三に、「尚書積文」との比較によるものである。敦煌將來のペリオ本『尚書積文』P三三一五では「古の某字」などというように古い来歴を持つ文字の指摘がなされている。ここに指摘のないものはいくらかは、南朝・陳の都で流布していた本には見られなかったものであろうと考えられる。

以上から明らかのように、現在我々は、「隸古定尚書」の特異な点画構成の字には、秦以前の古文に來歴する由緒正しい「古文」と「俗字」が混在していることを確認することになったのである。したがって、たとい「隸古定尚書」に見慣れぬ文字が存在しているからといって、それをそのまま秦以前の古文の伝統に溯るものと考えてはいけなない。すなわち段玉裁は、『尚書』のこうむつた厄の八つ目として、写鈔の間における俗字の混入を挙げるべきであった。

このような「隸古定尚書」の特性を理解したうえで、「隸古定字」の楷書への書き換えについて検証を進めよう。

二 天寶の『尚書』文字改変

改字の詔

天寶三歲(七四四)七月、『尚書』の文字を楷書化するよ
うにとの詔が出された。

- ・(天寶)三歲七月詔して曰はく「朕 欽みて載籍を惟
ひ、墳典を討論するに、以為へらく先王の令範は、唐
虞を越ゆる莫し。上古の遺書は、寔に訓誥に称ふ。百
篇の奥義は前代に或いは亡ぶといえども、而れども六
体の奇文は、旧規猶ほ在り。但だ古先の制する所、当
今に異る有り、伝写して浸いよ訛するを以つて、軋た
後学を疑はしむ。永言刊革は、必ず宜しきに從ふに在
り。尚書は應に是れ古体文字なるべきも、並びに今文
に依り、繕写して施行せよ。典謨の古訓に乖むく無か
れ。庶はくは簡易に遵ひて、将来に益有らむことを。
其の旧本は仍ほ書府に蔵せ」と。
- ・今文尚書十三卷……天寶三歲、又た集賢学士衛包に詔
して古文を改めて今文に從はしむ。
- まとめると以下のようなもの。
- ・隸古定字が、古の規格を保存しているという価値は認
める。

・しかし二つの理由からそれを今字に書き換えよ。その
二つの理由とは、

・古代人の制定したものが現代人にそぐわなくなっ
たこと

・伝写の間に間違いが含まれてしまったこと

・『尚書』は古体文字で記すのが本来であるが、あわせて
今体文字で記すものも作成し普及させよ。

・簡易に遵うことによつて、将来に利益があらむ事を期
待する。

この措置が施されるにあつて、上述したような「古文尚
書」のテキストおよび字体についての複雑な伝来の問題が
知られなかつたわけではない。ここでは「隸古定字」の価
値を認定し、改字前のものもお書庫に保存する措置を取つ
たうえで、「繕写して施行する」ものに今字すなわち楷書を
用いよと、用途ごとに異なる措置をとることを命じている
のである。

玄宗のこの詔は、學術行為と啓蒙普及という用途の違い
に應じて、それぞれ、より適切なスタイルの本を用いよと
いうのであつて、けつして學術目的の隸古定字の保存・研
究を破棄したわけではない。

すなわちここでわれわれが注意しなければならぬのは、
この詔は新たに書物の普及(ここでは繕写、施行と記され
る)という視点を公式に導入して、研究と普及を区別する

見識を持つていたことである。これ以前には、「隸古定字」という読釈に困難な文字が使われているために、『尚書』に携わるものは、研究者であることが求められた。少なくとも研究史を理解している必要があった。しかし、この措置によつて、『尚書』は、一般読者が普通に扱ひうる書になつたのである。これには読書人の増大とともに、科学という試験制度の確立も大きく関係していよう。

純粹テクスト媒体

さて書き換えられた後の字体の性質について、もう少し考察を加えておこう。ここでは簡単に「今文」とのみあるが、「繕写」「簡易」とのつながりをもつて記されており、この詔の中で用いられた「今文」ということばは、この字体が簡易で繕写に向くものであることを指示していると考えられる。したがつてこの「今文」はテクストの伝来系統を示すものではなく、字体、具体的には楷書体へ書き換えることを意味する。つまり、学派や学説と連動する意味でこの「今文」「古文」ということばが用いられているのではないことを確認しておこう。にもかかわらずここで「今文」「古文」の語が用いられていることは何を意味するか。これはすなわち詔の意思としては、「古文」字体を「楷書」という特定の字体」へ書き換えたのではなく、「現今通行の文字」へ書き換えるという認識であつたことを示している。つま

り楷書や隸書や隸古定などといった字体という範疇内での相互の書き換えではなく、「古めかしい面倒な字体」から「通行体＝普通の字体」への書き換えを意味していよう。そしてその普通の字体というのが「字体としてことさらのものでないこと」に主眼があるとすれば、この改字措置は、『尚書』という著作が、つねに字体をも含む状態から、字体をふくまぬ抽象的な「テクスト」へと移行したことを物語っている。『尚書』が、「テクスト」もしくは「書」として扱ひ得ることになつた。つまりここで『尚書』は「隸古定字」から「楷書」に単純に書き換えられたのではなく、字体という要素を抜け落として、純粹なテクストへと移行したのである。ここで新たに用いられた「楷書」という字体は、『篆書』『隸書』『草書』『行書』などと並列すべき字体ではなく、情報を伝達するときに最も純粹・透明にテクストを載せうる媒体を意味すると言つてよい。すなわちこの今文＝楷書は、字体ならざる字体、透明な脱字体化した字体なのである。本稿ではこのような脱字体化した字体を「純粹テクスト媒体」と呼ぶことにする。

ところでここで考えてみなければならぬのは、この時点にいたつて全く初めて純粹テクスト媒体で記された『尚書』が出現したのではないということである。じつはずつと早くから脱字体化された『尚書』は存在していた。伝承に従えば、まず伏生の口伝えを筆記記録した「今文尚書」

はすべて、隸書という当時最新の純粹テキスト媒体で記されていた。いつぼう「古文尚書」も、ことさらに「隸古定尚書」と呼ばれるもの以外は、純粹テキスト媒体で記されていた。後述するように、孔安国が今字をもつて之を讀んだという今字＝隸書こそは、ほかならぬ当時の純粹テキスト媒体であり、馬融や鄭玄が注を施したテキストも、同様に純粹テキスト媒体で記されていたということになる。ただ時の経過とともにその時々々の純粹テキスト媒体が、隸書から楷書に変化しているに過ぎない。

本章では天寶改字の目的が、一つの字体である「楷書」に置き換えることであつたのではなく、字体というノイズを削ぎ落として純粹テキスト媒体へ転換することであつたことが確認できた。以上のように考えてくるとき、問題はむしろ、なぜ「尚書」だけがこの時期まで古体文字を伝存してきたのか、ということになってくる。章を改めて考察を進めよう。

三 古体文字で記されることの意味

なぜ「尚書」だけがこの時期まで古体文字を伝存してきたのか。それは、テキストを純粹に、透明に伝達すること以外の機能が使用文字に込められていたことを意味する。そしてその機能とは、「古文」であること、もしくは「古

文」という来歴をアピールすることにあつたと考えられる。先にも記したように、「古文尚書」という名前は、「古文」で記された「尚書」という意味であり、それは「今文」すなわち漢代の通行の文字で記された「今文尚書」との対比をことさらに示そうとする名称である。しかし詳細に検討してみると、事はこのような今文・古文の単純な対比でないことがわかつてくる。「古文尚書」を世に出した当事者である孔安国からあまり時を隔てない資料である『史記』『漢書』には以下のようにある。

・『史記』卷一一一 儒林列伝

孔氏有古文尚書、而安国以今文讀之。

・『漢書』卷八八 儒林伝、孔安国

孔氏有古文尚書、孔安国以今文字讀之。

両書とも、孔安国が「今文（字）」を以つて之を讀んだという。主意は、「古文尚書」を今文字、つまり当時の純粹テキスト媒体である隸書におきかえて読釈したことをいうと正しい。つまり孔安国のやつた作業は天寶の改字と同じ脱字体化であり、壁中から発見された直後に早くも今文字に置き換えられた「古文尚書」が存在していたのである。いつぼう、壁中発見の現物「古文尚書」は、その後所在が不明となる。すなわち、この時点で「古文尚書」は「古文で記された尚書」から、「古文系の尚書」へと変質しているのである。

さてつぎに東晋時代の梅賾による孔安国伝「古文尚書」の献上に目を向けよう。この本はとりもなおさず現在伝来する隸古定尚書の祖本であるが、これが孔安国の手をへたものでないことは清朝以来、断案となった。そしてこの「偽孔伝本古文尚書」には、これも孔安国の手になるという「尚書序」がついている。そこに以下のように記されている。

科斗書廢されて已に久しければ、時人能く知る者無し。聞く所・伏生の書を以つて文義を考論し、其の知る可き者を定めて、隸古定を為し、更に竹簡を以つて之を写す。

ここではじめて「隸古定」という語が用いられているのである。先に見たように、書き換え後の文字について『史記』『漢書』は、「今文」「今文字」として記していた。とするとすでに指摘されているように、この「隸古定」は、梅賾の献上にあたって作り出された考えであり、名称であるとするのが妥当であろう。「隸古定」とは、梅賾本が自らの来歴を語るために用いた語彙であつたということが出来る。

ところで先に確認したように、「古文」は、前漢の孔安国の時点ですでに字体としての「古文」でなくなっており、かつ「古文」で記された本の存在を語る記事もない。ところが東晋発現の「隸古定尚書」にいたって、ふたたび、そして突然、文字体としての「古文」をまとうこととなった。

問題は何ゆえに東晋時代に発見献上された「尚書」が「古

文」字体であつたのかという所に行き着く。後漢時代に流通していた「古文尚書」が発見されたのであれば、それは隸書で書かれていたはずである。であるのに新しく発見された「古文尚書」が古文字体で記されていたことは、後漢時代を通り越して、一気に「古文尚書」が孔壁から発見された直後の時点へと、時間を跳躍して先祖帰りのこととなる。さらに孔安国は今字に書き直したものに注釈をつけたのであつたことからすると、孔安国伝付きの本が古文Ⅱ隸古定字であることは、理不尽である。孔壁から発見されたほかの書籍には「隸古定」ということばは用いられていない。つまり「隸古定」は梅賾発現にからむ語彙であることが、このことから保証される。つまりここには何か不自然な作為が潜んでいると考えなければならぬ。

たしかに三国・魏の正始年間に建立された正始石經は、古文／篆書／隸書の三体で記されており、その時点で古文字が『尚書』經文の表記に用いられることであつたことは疑いない。しかし逆に言えば、三国時代にはすべて隸書化された本も存在しえたのである。孔安国の時点で今文字に書き換えられていたものが、東晋時代に古文字体の姿のみで現れることは、この事態がことさらに作為を持って現出されたものとして、来歴以外のところに、その意義を見出してゆかなければならぬ。

そしてその意義とは、先ほど来のべている「古文尚書」

という「来歴のアピール」であるにちがいない。すなわち「今文尚書」が伏生の口授を経たためにテキストレベルのみでの伝達であったのに対し、「古文尚書」は、文字体のレベルでも秦以前の様態をつたえている、そしてその分著述の原初形態に近いと認識されていた。さらに、「今文尚書」が、いったんは記憶という媒体に置き換えられたことがあるのに対し、「古文尚書」は壁中というアクロバティックな手段によるとはいえ、ずっと書写された状態で伝来してきたという意識もうかがえる。そしてこの「古文尚書」の優越性は、「古文」という冠が、文字体ではなく伝来の系統を表すようになっても意識され続けてきた。たとえば『經典釈文』序録は「古文尚書」を底本に採用した上で、「伏生の誦する所は、是れ今文と曰ふも、闕謬の処多ければ、故に別記せず」と「今文尚書」を評価・比較する価値すら認めていない。

ところで、系統の問題として「古文尚書」であるという来歴を表示するためだけであれば、使用文字体にはさほどの重点はないはずである。しかし「古文尚書」の伝来が途絶え、そしてあらたに再発見されたときの状況を想定してみると、その再発見物が「古文尚書」であることを保証するのはなかなかむづかしい。なんとすれば、「古文尚書」と同様に「今文尚書」も隷書で記されているし、篇数の点でも、馬融／鄭玄らのように、双方に共通する篇にだけ注釈をつけるといふことも行なわれえたからである。このよ

うな状況にあつて、新発見の『尚書』が、字体レベルで古文字体、少なくともかつて古文字体で記されていたことがわがわがせらば、それが系統の上で「古文尚書」に属するものであることは確かに保証されることになる。

しかも更に巧妙に作為されていると思しいのは、ここであつての壁中からの発見の際と同じように、すべてが古文中で書かれていたならば、その本が古文系統に属するものであることはより強くアピールされるであろうが、それを読むこと自体が、著しく困難になる。つまり最も都合なのは、新発見『尚書』が、系統として「古文尚書」であることを強く示し、かつ文字の読釈に不自由がない程度に古文であることである。そして梅賾猷上本『隸古定尚書』は、まったくその理想的な様態を持つものであつた。「隸古定尚書」の古文字体は、「古文尚書」の原義のとおり秦焚書以前の字体を直接に伝える古文なのではなく、そのテキストが、来歴として「古文尚書」系統に属するものであることの「誇示」として用いられたという要素があると考えられるのである。

四 テクストの複線性

テキストの複線性

新発見の「古文尚書」に「隸古定字」が用いられている目的の一つが上記のように来歴の誇示であったとして、その際、読釈に不自由がない程度に「古文」であることが必要、と上では記した。しかし実際のところ、文字が「隸古定字」で記されていては、読むものとしてのテキスト機能が大きく損なわれる。その機能はいかにして保持されていたのであるうか。それは簡単である。というのは、通行の字体で記された「古文尚書」も時を同じくして存在していたからである。「隸古定尚書」はその来歴を誇示するという機能を担い、通行の字体で記された「古文尚書」はテキストを読むものとして伝達する機能を分担していた。すなわち、この時代の「古文尚書」は、隸古定字本と通行字体本の両方がそろってこそ、十全の機能を果たす仕組みであったということが出来る。

このことは更に以下のように言い換えることもできよう。隸古定「古文尚書」は、読むものではなく、「古文尚書」の権威を示すための見本であり、読むのは純粹テキスト媒体で記された本であったと。一つのテキストがこのように二

つの「本」の形をとって流通し、そうしてこそ十分に機能していたと考えられる事態、ここではそれを「テキストの複線性」と呼ぶことにする。

以下、この「テキストの複線性」について考察してみよう。唐初の書物の存在状況を記録する『隋書』経籍志には以下のように記されている。

- (1) 古文尚書十三卷 漢臨淮太守孔安国伝
- (2) 今字尚書十四卷 孔安国伝
- (3) 尚書十一卷 馬融注
- (4) 尚書九卷 鄭玄注
- (5) 尚書十一卷 王肅注

先に述べたように、孔安国伝つきのものはもちろんのこと、馬融／鄭玄／王肅の注のついたものも、ここに並んでいるものはすべて「古文尚書」（古文系統の『尚書』）である。そして注目すべきは、孔安国伝の付いたものが二種あることである。そしてその違いは、巻数にもあるが、もっとも大きくは「今字」であるか否かにあると見える。いずれも「古文尚書」孔安国伝でありながら、(1)は「古文」、多分は「隸古定字」で記されたものである、(2)は今字すなわち隸書もしくは楷書で記されたものであると考えられる。すなわちこの時点で「古文尚書」には古体字本と今体字本とが並存していた。このことから、二つのことが明らかになる。一つは、ここに「今字尚書十四卷 孔安国伝」と記されるものがす

でに存在していることにより、本稿で問題としてゐる玄宗朝における改字が、目新しい作業ではなく、かねてから行なわれてきた脱字体化の作業の一つにすぎないことが明らかになった。もう一つは、さきの玄宗の詔とこの『隋書』経籍志の記事の双方で、古体字本と今体字本の両種の存在が確認され、そして両種の並存が必然のものとされてゐると思ふことである。玄宗の詔についていえば、そこでははつきりと「其の旧本は仍ほ書府に蔵せ」と記されてゐて、並存が求められてゐる。この『隋書』経籍志の記事では、系統もテキストも同じである「古文尚書」孔安国伝にわざわざ「今字」という語を冠して両者を併記してゐる。これはすなわち無冠の「古文尚書」と「今字古文尚書」のあいだに違いを認めただ上で並存を記録してゐることに他ならない。そしてその違いとはもちろん字体に関わるものである。このような現象をもつて先に「テキストの複線性」という語を用いた。世の中に同テキストの異なるヴァリエーション（＝同書異本）の存在が意図的に求められてゐるのである。そして先程来述べてゐる純粹テキスト媒体であるか否かという議論に立ち戻れば、今体字本「古文尚書」はまちがひなく純粹テキスト媒体であり、古体字本「古文尚書」は、そうではない。

改字前後の異同

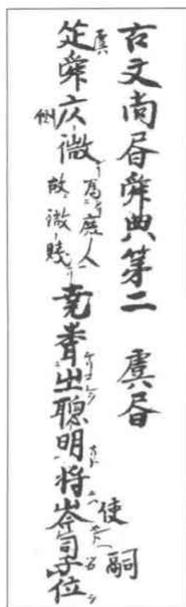
さてここで、純粹テキスト媒体である今体字本「古文尚書」と、古体字本「古文尚書」が、どの部分で同じであり、どの部分で異なつてゐるのかを整理しておこう。まず双方とも「古文尚書」の流れに連なる点、つまり系統は同じである。

ではそれ以外の要素は異なるのであろうか。ここで現代日本で行なわれた当用漢字の制定と比較しながら考えてみよう。当用漢字以前の字体を旧字体、当用漢字表に載つてゐる字体を新字体と、以下ではいうことにするが、ここでは同一のテキストに、「旧字体」と「新字体」という二つの字体が存在しているわけである。さて当用漢字の制定は、画数を減らすことを一つの目的にしてゐた。単純な例を挙げれば「當」↓「当」などがこれにあたるであらう。しかしこのようなものだけではない。たとえば旧字体では三々四個の別々の異なつた文字であつたものが、新字体ではひとつの文字に集約されて、元の意味の区別を失つた例がある。たとえば本来「辨」「辯」「瓣」「弁」はそれぞれ異なる意味をもつてゐた。「辨」は「わきまえる」、「辯」は「つまびらかにする」、「瓣」は「花びら」、「弁」は帽子の名前であつた。それが当用漢字では、区別がなくなつて、すべて「弁」にされてしまつた。これは「當」↓「当」の書き換えとは大

きく性質を異にする。すなわち当用漢字の制定で、字体のみならず、テキストレベルでの改変が発生しているのである。これはもはや個々の漢字が担う概念の広がりや根本から組み替える仕業である。

では「隷古定尚書」と今字「古文尚書」の違いは、「當当」型であろうか、「辨辯辨弁」型であろうか。それは「當当」型である。隷古定字と楷書文字は一対一対応しており、したがって、テキストレベルでは、「隷古定尚書」と「今字尚書」は同じものである。テキストレベルで話を行なう限り、天字の改字は、実は何の改変でもないのである。

では次に字体のレベルに考察を進めよう。じつはこの改変によつてはじめて読みやすい字体の『尚書』が出現したのでないことはすでに述べたとおりである。先に複線性の語を用いて説明したように、漢代以来、純粹テキスト媒体で記された『尚書』はずっと存在していた。そして「隷古定尚書」の旧鈔本を少し詳細に検討してみると、ほとんどすべてにおいて、純粹テキスト媒体である楷書が「隷古定



「古文尚書」の紙面

字」の脇に注として加えられているという事実が見出される¹⁾。掲出した部分では、二行目の第一、第三、下から第三、第二文字にそれぞれ「虞」「側」「使」「嗣」の文字が添えられている。その傍注によつて、たとい本文が「隷古定字」で記されていても、それを容易に読むことは常に可能であった。とすればこの玄宗の詔による改変は、「隷古定字」というノイズの除去というほどの意義しかもたないものである。強いて言えば、この改変によつて複線ではなく、単線的な読みやすいテキストが提示されたということになろうか。この作業によつて、『尚書』の文字は他の文献の文字と共通化され、単線的な読書の可能な、つまりは「普通の書物」になったのである。今字の傍注という補助装置があったとはいえ、「隷古定字」を含んでいたために他の文献から隔絶されて、独自の文字体系のなかに閉じていた『尚書』が、垣根を取り払われて、普通漢字文献の仲間入りをしたのである。実はテキストレベルでの改変よりも、この、普通漢字文献への編入という事態のほうが、『尚書』にとつて重要な事柄であったに違いない。

俗字混入の予防

さてここでもう一度俗字の問題に言及しておこう。先に述べたように、「隷古定尚書」には来歴をもつていて一応尊重すべき「隷古定字」以外に、後世の俗字が多く混じりこ

んでしまっている。それらは学術的にも実用面でも、弊害の多いものであって、正当なテキストを規定しようとするれば、これらの俗字は排除しなくてはならない。ところが、『尚書』の場合、事はそれほど簡単でない。なぜならば、これらの俗字とともに、来歴があつて尊重すべき「隸古定字」も同時に用いられており、かつ両者は通行の文字ではないという共通性をもっているからである。実際のところ、両者の区別は、極めて困難である。たしかに学術的に研究すれば「隸古定字」と俗字を区別しうるかもしれない。しかしながら、そこでたとい俗字をいったん取り除いて「隸古定字」と通行字だけからなる本を提示したとしても、写鈔が重ねられてゆくにしたがつて、その「隸古定字」は、俗字ではないかとの嫌疑を受ける可能性があるし、また俗字が通行字に改変された部分については、「隸古定字」を十分に保存していない劣る本であると認識される可能性もある。つまりそれまでの「隸古定字」と、俗字の双方が混じった「隸古定尚書」から、俗字だけを取り除いてかりに純正な本を作成しても、それがそのまま受け伝えられ、誤解されることなく流通してゆく可能性は低い。つまり「古文尚書」の場合、俗字の排除達成のためにはすべての文字を楷書で記す以外に方法はない。そして印刷という字体固定機能にすぐれた複製術が普及していなかったことを考慮に入れれば、この予防措置の有効性はいつそう明らかになる。

以上、「隸古定尚書」と「今字尚書」の間で系統のレベル、テキストのレベルでの異同が存在しないということ、全文字楷書化によつて俗字の混入を予防できるということを検証してきたが、すなわちこの二つの要件は、いずれも隸古定字を遺すことなく完全に通行字体に改変してしまうことを強く支持する。それによつて失われるものは何もなし、新たな俗字・誤字の混入を防ぐことができるからである。

ここで繰り返し全文字楷書化の影響をまとめておこう。

メリット

- ・テキストが単線形になり、読み進めることが楽になる。

- ・俗字の混入を防ぐことができる。

デメリットと見られてきたもの

- ・隸古定字を用いることによつて保存されてきた古体な「尚書」のへの糸口が失われる。

しかしここまで述べてきたように、後者のデメリットと見られてきた事項は、実はそうではない。研究用には隸古定字で記された『尚書』が図書館に保存され、隸古定尚書の資料は保存されるからである。とすればそもそもテキストレベルでの異同は存在しないのだから、もはや失うものは何もないといつてよい。

『尚書』の原初形態から遠ざかる墮落の一步と見られてい

た天寶の文字改変は、実は厄事ではなく、テキストを読みやすいものとし、俗字の弊から救い、それ以後の混乱を防ぐという予防措置までも含んだ極めて合理的ですぐれた措置だったのである。

五 実用文字と芸術文字

前章まで、『尚書』に加えられた改字を例にして、文字字体の荷うものを考察してきた。その際用いた「純粹テキスト媒体」と「テキストの複線性」という二つの考えを、ほかの文化現象に応用してみたいと思う。

基準字体を載せる字書の成立

玄宗の命による隸古定尚書の文字改変は、天寶三歲（七四四）七月のことであった。玄宗の治世が開元から天寶へとかわり、安祿山の乱に先だつこと一一年である。その乱ののち、字体に関わる書物がいくつか世に出た。『干祿字書』（二卷 顔元孫（？一七二四）撰 大曆九年（七七四）立碑）、『五經文字』（三卷 大曆一年（七七六）張參撰）、『九經字樣』（太和七年（八三三）唐元度撰）である。このうち『干祿字書』は初唐の貞觀年間に著されていたものだが、顔元孫の甥の真卿によって大曆九年（七七四）に立碑された。また『九經字樣』は単独の著作ではなく、『五經文

字』の補編という性格をもつ。

内容は、『干祿字書』は、韻によってならべた八〇四字（本稿の用語で言えば「テキスト」）についてそれぞれに字体を掲げ、正、俗、通などと用字の適不適を記したものである。たとえば

聰、聰、聰 上中通、下正

といった具合で、俗字の横行を背景にして、字体についての専著として最初のものである。『五經文字』は、經書に現れる文字三二三五字を取り上げ、字体の可否を記したものの。俗字と思われるものも多く挙げて考証している。

先にみたように、經書文字の固定を目指したものとしては後漢時代に熹平石經、三国の魏に正始石經がある。しかしこれらはいくまでも經書の「テキスト固定」にその主要な目的をもっていた。それに対して、『五經文字』は、「字体」に強く注意を向けている。經書のテキスト固定は、この後開成年間に建てられた「開成石經」によって完成される。『五經文字』は、五經正義と開成石經の間に挟まれているために、それらとともに唐王朝による經学の整理という流れの中で語られるのが常であった。そのような性格を有していることは間違いない。しかしテキストの固定に加えて字体の固定という考えが強くこの時期に発生したことは、同じく經書である『尚書』の天寶改字とあわせて注目してよい。また『干祿字書』の撰述と建立は、直接的に經書の

文字にかかわるものではなく、その名がしめすように、役人となるための参考書という目的をもつものであった。つまりこれらの書物の出現は、経書の學術すなわち経学の枠の中だけで説明されうるものではない。そこには、本稿で見てきたような、テキストを保存・伝達するのに最もすぐれた媒体＝純粋テキスト媒体として楷書が定立したことを深く考慮する必要があるだろう。すなわち「隷古定字」の楷書への書き換えも、「尚書」という一つの書だけに特殊な事情に発した現象なのではなく、ひろく書物、いな文字を扱う行為全体に関わる問題であった。これらの、字書の出現や「隷古定尚書」の改字という現象は、閉じた経学史のなかでの自律的展開として理解したのでは十分でない。そしてさらにそこに文字の字体についての思考をたとい導入しても、それが篆書、隸書、草書、行書と同列に楷書を並べる思考である限りは解決にならない。すなわち玄宗のこの時期に、楷書がテキストを保存・伝達するのに最もすぐれた媒体＝純粋テキスト媒体として強く認識され、定立したと考えることによつてはじめてこれらの諸現象を明解かつ総合的に説明できるのである。

難読文字作品の多出

つぎに書芸作品に極端に多くの書体が現れてくるという現象を考察する。繰り返し述べてきたように、楷書という

字体が定立してみれば、テキストの保存・伝達という機能に関して、他の字体の関与する余地はなくなる。しかし文字の活動の場は、テキストの保存・伝達だけに限られるわけではない。限られるどころか、楷書の定立とほぼ時を同じくしてこの時代、様々な書体が書作品の中に現出するのである。例を挙げれば、懷素の「狂草」、李陽冰の「篆書」、日本の空海の実物が残る「飛白」などがそれである。

狂草は、草書をさらにくずして筆の勢いを生かした書体で、極端に点画を連続させ崩すために、読釈が困難な場面が間々発生する。

篆書は、もちろんこの時代に新たに始まったものではない。秦が文字を統一したときに規定した字体が小篆であり、李陽冰らの篆書は、唐篆と呼ばれる復古の書体である。狂草が極端に筆の勢いを重視したのに対し、唐篆は筆の勢いを全く消去して、運筆の時間性を表現しない。その点で狂草と対照的である。もちろん篆書である以上、古い点画構成に従っており、その点で通行の文字と直ちにはつながらず、判読に困難な場面も少なくない。

飛白は、その指すところが実は鮮明ではないが、唐に留学して学んできたという空海の作品を例に取れば、それは刷毛をもちいて、常に上下に揺らしながら、また時には雉の羽のようにまだら模様を描きながら点画を記してゆく書体であり、極端な装飾文字体である。もとより読釈の容易

な書体ではない。

これらの書体は、それぞれの特異性を大胆に表出させており、その方向は大いに異なるのだが、共通点として、「読みにくい文字を書くことに躊躇がない」という特色をもっている。この共通の特色は何を意味するのであろうか。書芸史の視点からは、これらの書体は、王羲之以来の伝統をもつ古典的で整った字体に飽き足らなくなった書者が、工夫を重ねて案出し展開した新書体であると論じられる。この「書の二大潮流説」の、旧来の古典書風に対抗するものであるという指摘はたしかに納得される。しかし篆書であったり、飛白であったり、大きく崩された草書であったり、それらに共通する傾向に難読性を、「反王羲之」という書風の自律的展開の視点だけから捉えることはことは困難である。また何故にこの時期にという問題への解答も十分とはいえない。

そこでここに純粹テキスト媒体という考えを導入してみたいのである。これらの書体は、方向は異なるが、テキストの保存・伝達というメディア機能を担わなくなった文字としてくることができ。では読めない文字の存在を許す環境とはいかなるものであろうか。たとえば篆書は、かつて秦時代には、最新の純粹テキスト媒体であった。しかしその後隸書や行書が発生し、さらに唐時代になって楷書が純粹テキスト媒体として定立するに及んで、メディアと

しての機能を担う必要がなくなった。すなわち情報伝達という機能から解放されたのである。テキストとして読まれることによつて何らかのメッセージを伝達するという機能は、ここにいたつてテキストではない部分で何らかのはたきを担う「芸術」になった。近代的な言い方をすれば、読めなくなることによつて「書」は芸術として独立したのである。純粹テキスト媒体が実用文字であるのに対して、こちらは芸術文字とでも言えばよからうか。そしてテキスト伝達という機能を荷わなくなったからこそ、筆勢の誇張や抑制などの、造形的な面での存分の工夫が許されるのである。単なる古典性への反発としてこれらの書芸が出てきたのではなく、姿を見せない楷書こそがこの書芸の展開を導いていたのである。

最後に賀知章(六五九—七四四)の手になると伝える「草書孝経」に触れておこう。「孝経」は「儒」の入門書として広く流布する書であるが、経書の列に連なっている以上、おろそかに扱われることはなく、誤字脱字を警戒し、正當な文字で記されるのが常であった。しかしこの賀知章の手になるという「草書孝経」は、草書で、しかもかなり崩した連綿でつづられており、ある部分では脱字、衍字さえある。一文字ずつが読みがたく、かつ脱字、衍字に無頓着であることを目指していないことを意味する。すなわちこれは書物

ではなく、平面造形芸術作品であるといつてよい。その背後には、書物として『孝経』テキストを保存・伝達する媒体が他に存在しており、情報伝達という機能はそちらに任せてよいという文化状況があったことが推測される。「隸古定尚書」が、情報伝達の機能を放棄して、「古文尚書」という来歴を語ることに特殊化していたのと同様に、この「草書孝経」は平面造形芸術であることのみを旨指して作成された作品なのであり、ここにも「テキストの複線性」を認めることが可能である。

おわりに

本稿では天寶の改字をテーマとして取り上げ、それが旧来の「七厄」などという評価と違って、いかに合理的な措置であるのかを検討してきた。またいっぽうで「隸古定尚書」が、何を旨指し、どのような方法でそれを実現しようとしたのかということの分析に多くのエネルギーを注ぐことになった。ここでは「隸古定尚書」の企図に注目するあまり、この本自体の来源をたずねることにいささか冷淡であったかもしれない。ただここで強く訴えておかななくてはならないのは、これが「隸古定尚書」の価値を否定することには直結しないということである。

秦火以前の『尚書』の姿をそこに直接見出すことは無理

としても、この本が出現した東晋時代に足を据えて、そこに流れ着いた古い字体や俗字の芽生えといったことを考える素材としてこの本は貴重である。むしろ本稿の最初に記したように、著作の原初へ溯るだけの思考ではなく、流れくだるありさまに着目するとき、「隸古定尚書」がいかなる資料をいかに用いていたのかを検討することは、漢六朝の学術をさぐる有力な手がかりになるに違いないのである。それについては、稿をあらためて考察してみたいと考えている。

さて本稿は、二つの機縁から発想された。一つは冒頭に述べたように、コンピュータ用の概念に接したことである。二千年のあいだなじんできたためにあまりにも透明な手段となった紙と筆、そして印刷。そのしくみや特色を考え直すのに、コンピュータはきわめてすぐれた刺激をわれわれに与えてくれる。何もキーボードをたたくだけのものではない。

そしてさいごにもう一つの機縁となった文章を掲げて、本稿を閉じることしよう。

ところが一六世紀を迎えると、にわかには様相が一変する。古典古代の復興としてのルネサンスは、ギリシア・ラテンの言語や文化という絶対的な規範を参照対象として、自国語への省察を深めていく。こうして、一段低く見られていたフランス語という自国語をゴシック

注

の闇から救い出そうという動き、いわば言語的ナシヨナリズムが登場する。これと並行して国語文法記述の動きも活発になるのである。

かくしてゴシック体とローマン体の交替現象が始まる。

(1) 副題は、あるいは『尚書』隷古定字の文字戦略』とでもしたほうが明快かもしれない。古典もしくは思考の「戦略」を考察することは、対象の本質検討に極めて有効な視点である。「戦略」をタイトルに含む先行論文として管見の限りでも以下のものがある。

・橋爪大三郎著『仏教の言説戦略』勁草書房、一九八六年
・加藤直子「ひらかれた漢墓——孝廉と「孝子」たちの戦略」(『美術史研究』第三十五冊、早稲田大学美術史学会、一九九七年)

(2) もちろん楷書そのものにも成立へいたる長く興味深い問題が存在する。楷・行・草と連言されることから明らかにかなように、楷書とは最も整った字体を意味する。とすれば現在、大篆・小篆・隸書の名前で呼ばれている字体も、それらが用いられ始めた時点ではいずれも楷書であったはずである。しかし本稿では、現在の呼称にならって、初唐の歐陽詢らによって確立された字体を楷書と呼ぶことにする。

(3) 天寶の『尚書』文字改変については、野村茂夫氏の行き届いた論文があり、資料や見方など、極めて多くの示唆を得、裨益をうけた。

『古文尚書天寶改字攷』(『日本中国学会創立五十年記念論文集』汲古書院、一九九八年、所収)。

(4) 野村、前掲論文参照。

(5) 関係の論文・著作は極めて多い。ここではデータの豊富なものとして以下の二書を挙げるに止める。

呂振羽著『魏三体石經殘字集証』台北・学海出版社、民國七〇年。

邱德修著『魏石經初探』学海出版社、刊年不明。

(6) 拙論『經典釈文』の変遷』(『東方学報 京都』第七三冊) 所収) 付表参照。

(7) 『冊府元龜』卷五〇、帝王部、崇儒術二、中華書局景明本、五六二頁。この部分、宋版は残存しない。文中の「必ず宜しきに従ふ」の「必」は、冊府元龜は「心」につくるが、『唐会要』卷七五、貢挙上、明経ならびに『全唐文』卷三二、玄宗に拠って「必」に改めた。

(8) 『新唐書』卷五七、藝文志、書類。

(9) 野村、前掲論文参照。

(10) 先般、京都・三千年所蔵『古文孝経』を实見したが、この本においてもテキストの複線的提示が行なわれていることを確認できた。

(11) 神宮徴古館本『古文尚書』は、本文を楷書体で記し、脇に「隷古定字」を添える体裁をとるが、複線性を持つこ

とにかわりはない。

〔12〕たとえば神田喜一郎「中国書法の二大潮流」(ハーバード・燕京・同志社東方文化講座第一三輯)。

〔13〕玄宗は開元一〇年(七二二)『孝経』に自ら注を施し、天下に頒布した。また賀知章の死の年(天宝三年)には、家ごとに『孝経』一本を蔵せしむ旨の詔が出されており、翌年には玄宗の筆になる石台『孝経』が立碑され、現在も西安碑林に立っている。

〔14〕「時代の表象としてのテキスト」、宮下志朗著『ラブレール周遊記』東京大学出版会、一九九七年。傍点は木島が附したもの。